

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度を「活用」ください

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る年金の額が少なくなったり、受給できなくなることがあります。

国民年金制度には、保険料を納付することが困難な方向けに、免除制度や30歳未満のかたを対象とした若年者納付猶予制度等があります。免除制度等の適用を受けるには、申請を行い、承認を得る必要があります。また、承

認された期間については、10年以内であればその間の保険料を納めること（追納）ができますので、「活用」ください。（経過期間により一定の額が保険料に加算されます。）

免除申請の条件や種類等詳細については、保険年金課へお問い合わせください。

申請に必要なもの 国民年金手帳、印鑑、失業したかたは雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証などの離職したことを確認できる書類の写し

※平成17年度に全額免除又は若年者納付猶予制度の承認を受け、18年度以降も引き続き免除申請を希望されるかたは、申請書の提出を省

東村山市手話通訳者登録試験を実施します

資格 市内在住・在勤で、東村山市手話通訳養成講座

座修了又は同程度以上の技術を習得している18歳以上のかた
試験日 7月9日（日）午後1時から
試験内容 読み取り（筆記）、聞き取り通訳、面接

申込書の配布 6月15日（木）から障害支援課（いきいきプラザ1階）及び

就学相談を実施します

対象 市内に住所を有する3

①平成19年4月に公立小学校に入学者の年齢の児童で、発達の遅れや心身の障害及び病弱（身体虚弱を含む）を心配されるかた

②就学猶予・免除を受けていて、19年4月から就学を希望されるかた
③小学6年生の児童で、19年4月から都立盲・ろう・養

私立幼稚園等に通園している3〜5歳児のいる家庭の補助金制度をご利用ください

対象 市内に住所を有する3〜5歳児を私立幼稚園へ通園させている家庭で、世帯の所得状況が基準範囲内の場合

対象 市内に住所を有する3〜5歳児を私立幼稚園へ通園させている家庭で、世帯の所得状況が基準範囲内の場合

対象 市内に住所を有する3〜5歳児を私立幼稚園へ通園させている家庭で、世帯の所得状況が基準範囲内の場合

在宅福祉サービスを行う団体に活動費を補助します

対象 団体の①〜④のすべてに該当するもの

①市内に団体事務所があり、主に市民を対象に営利を目的としない福祉サービスを提供する団体（NPO以外の法人は除く）

②会員の3分の2以上が市民である。
③継続してすでに1年以上の活動実績がある。
④他の公的補助制度による補助を受けていない。

※事業終了後は実績報告を提出していただきます。
※補助期間は1団体につき3年を限度に延長できます。
対象経費 対象事業を実施するために必要な基本的経費で、市が対象経費と定めたもの

補助額 補助対象経費から利用者より徴収する利用料等を控除して得た額の3分の2以内で、1団体当たり100万円を限度

申請書の配布及び申請期間 7月3日（月）〜14日（金）の午前8時30分〜午後5時に直接、計画担当（いきいきプラザ1階）へ

※閉庁日を除く
問い合わせ 保健福祉部計画担当

「セーフティ教室」の実施

対象 保護者、地域のかた、教育関係者

実施日・実施校
○6月20日（火）東村山第三中学校
○6月23日（金）東村山第二中学校
○6月27日（火）東村山第六中学校
○7月1日（土）東村山第一中学校

当日は、警察官や民生・児童委員等地域の健全育成担当者講師を迎え、児童・生徒を対象に安全教室を実施した後、非行や犯罪から子どもを守る取り組みについての意見交換を行いますので、ぜひご参加ください。



多摩六都管外宿泊施設スタンプラリーを実施しています

多摩六都管外行政圏協議会

実施期間 平成20年8月31日まで

実施内容
○各宿泊施設で配布するラリーカードに宿泊した施設のスタンプを押してください。
○4か所のスタンプがそろったら、直接又は郵送で社会教育課（いきいきプラザ4階）へ申込みをしてください。

眼について知っておきたいこと

眼の病気が、単に眼だけではなく、脳、血液、循環障害、内臓の諸疾患、リウマチや膠原病、代謝異常、感染症、皮膚疾患など全身のいろいろな障害が眼に症状として現れることがあります。

いくつか例を挙げると、目の前が暗くなり見にくくなった」と受診されたかたが、眼には異常が認められず、原因は脳につながった血管が詰まりかかっていたため、手術を受け危うく一命をとりとめました。

また、「長期頭痛が続くが、眼の病気が眼鏡のせいではないか」と受診されたかたが、眼底の視神経がむくんでいる（鬱血乳頭）ことで脳腫瘍が発見されました。

他にも「視力低下」の訴えで受診したかたが、眼底に特有な出血が認められ、内科で白血病と診断された例もあります。

その他、眼に症状が出る全身の病気がたくさんありますが、糖尿病のように眼に症状が出ないからといって眼の方は放置して良いと言えないこともあります。

特に神経質になる必要はありませんが、このような事例があることを知っておいてもよいでしょう。

東村山市医師会

健康課から（☎393-5111代表）

ハローベビークラス（平日）

対象 妊娠中で安定期のかたとその家族
〇いきいきプラザ2階（7/27はいきいきプラザ1階）
〇午後1時15分〜4時（7/13は午前10時15分〜午後1時30分）

日程	内容
7月6日（木）	赤ちゃんの保育 先輩ママとの交流 おふろの入れ方
7月13日（木）	妊娠中からの食生活 マタニティー・クッキング（実習）
7月20日（木）	母と子の歯の健康 妊娠中の過ごし方
7月27日（木）	妊婦体操 呼吸法

持ち物 母子手帳、筆記用具（7/13はエプロン・三角巾・食器用ふきん、7/20は歯ブラシ・コップ・手鏡）
講師 歯科医師、助産師ほか
※申込み不要、直接会場へ

ハローベビークラス（土曜日）

対象 出産予定日が10・11月の妊娠経過が順調なかたとそのパートナー
日時 7月22日（土）午前10時〜午後0時30分（受付は午前9時45分から）
場所 いきいきプラザ2階
内容 赤ちゃんの保育、おふろの入れ方、先輩パパとの交流
定員 25組（予約制）
持ち物 母子手帳
講師 保健師ほか
申込み 6月20日（火）午後1時30分から電話で健康課へ

妊婦歯科健診

〇いきいきプラザ2階=7月24日（月）午後1時30分〜3時（受付は午後1時15分〜2時）
内容 歯科健診、歯科相談、保健・栄養相談
定員 先着20名
持ち物 歯ブラシ、タオル、コップ、母子手帳
申込み 6月20日（火）午後1時30分から電話で健康課へ

乳幼児健康診査

〇いきいきプラザ2階=午後0時40分〜2時
受付
3〜4か月児健康診査
〇18年3月21日〜4月10日生まれ=7月19日（水）
1歳6か月児健康診査
〇16年12月1日〜18日生まれ=7月7日（金）
〇16年12月19日〜17年1月6日生まれ=7月21日（金）
〇17年1月7日〜24日生まれ=7月28日（金）
3歳児健康診査
〇15年6月1日〜20日生まれ=7月5日（水）
※対象者には個別に通知します。通知のないかたは健康課へお問い合わせください。

BCG接種

対象 生後6か月未満のお子さん
〇いきいきプラザ2階=7月14日（金）
受付 午後0時40分〜2時
※対象者へは3〜4か月児健康診査のお知らせとあわせて個別通知します。
※ツバルクリン接種は行わず、対象者全員にBCG接種を行います。